○住居確保給付金の求職活動等要件整理表　　2022.4.26時点

【必要とされる求職活動要件】　　※変更点は下線部

① （申請時等）公共職業安定所での求職申込み

② 自立相談支援機関への相談（月１回以上）※注１

③ 公共職業安定所での職業相談（月１回）※注２

④ 企業等への応募（月１回）※注３

⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
１～９か月目	離職・廃業（則第３条第１号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第３条第２号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目（再々延長中）	全　員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給（本則・特例）	離職・廃業（則第３条第１号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第３条第２号）	任意	必須	任意	任意	必須

※注１ 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月４回を緩和している

※注２ 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則月２回を緩和している

※注３ 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則週１回を緩和している